

公 示

公示第 8 1 号

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」の一部改正について

「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」（平成 1 4 年 7 月 1 日付け公示第 1 2 号）を別紙のとおり一部改正する。

令和 8 年 2 月 2 7 日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別 紙

法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について

新	旧
公 示 公示第 1 2 号 法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について 法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. ～ 4. （略） 5. 自動車車庫（略） （1）～（7）（略） （8）車両の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）に抵触しないものであること。また、前面	公 示 公示第 1 2 号 法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について 法人タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの）の許可申請について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。 平成 1 4 年 7 月 1 日 北陸信越運輸局長 武藤 秀一 記 1. ～ 4. （略） 5. 自動車車庫（略） （1）～（7）（略） （8）車両の出入りに支障がない構造であり、前面道路が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）に抵触しないものであること。また、前面

道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承諾書の提出があること。ただし、所有者不明等の事情により取得が困難といった事情がある場合は承諾書の取得に代えて、取得できない理由及び所有者の異議申立てがあった場合は、新たな車庫を確保する旨も記載した書面の提出でも可能とする。

6. ～ 17. (略)

附 則 (略)

附 則 (令和8年2月27日付け公示第81号で一部改正)

この公示は、令和8年2月27日以降に受理する申請から適用する。

(別 表) ～ (別添様式) (略)

道路が私道の場合にあっては、当該私道の通行に係る使用権原を有する者の承認があり、かつ、当該私道に接続する公道が車両制限令に抵触しないものであること。なお、前面道路（公道）及び私道に接続する公道について、道路幅員証明書の提出（出入りに支障のないことが明らかな場合を除く。）があること。

6. ～ 17. (略)

附 則 (略)

(別 表) ～ (別添様式) (略)